

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西会津町長 薄 友喜

市町村名 (市町村コード)	西会津町 (07405)	
地域名 (地域内農業集落名)	上野尻地区 (上野尻)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 6月18日 (第 3 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は基盤整備地だけでも約56ヘクタールあり、比較的平坦で、農地がまとまっている地域であるが、大規模な経営体が現在おらず、また高齢者が多く後継者となる人が見当たらないことから、遊休農地の増加が見込まれる。

一部の農地に行く農道が国道下を立体交差しているため、高さや幅の制限があり大型機械をそのほ場で使用できない状況である。最近では山際を中心にイノシシなどの有害鳥獣被害が発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

上野尻地区以外からの認定農業者等の受け入れや農作業の委託により、農業の継続を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じて、地域の中心的な担い手への集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者不在の農地については、農地中間管理機構に貸付け、担い手の経営意向や所有者の貸付意向を踏まえ、集約化を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJA等関係機関の協力を得て進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、西会津町農業公社が農作業受託できる状況になれば、農作業を委託できる箇所については西会津町農業公社への委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①サルやイノシシなどの被害が発生しており、対策を講じていく必要がある。
 ⑦多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払制度を活用し、保全・管理を行っていく。